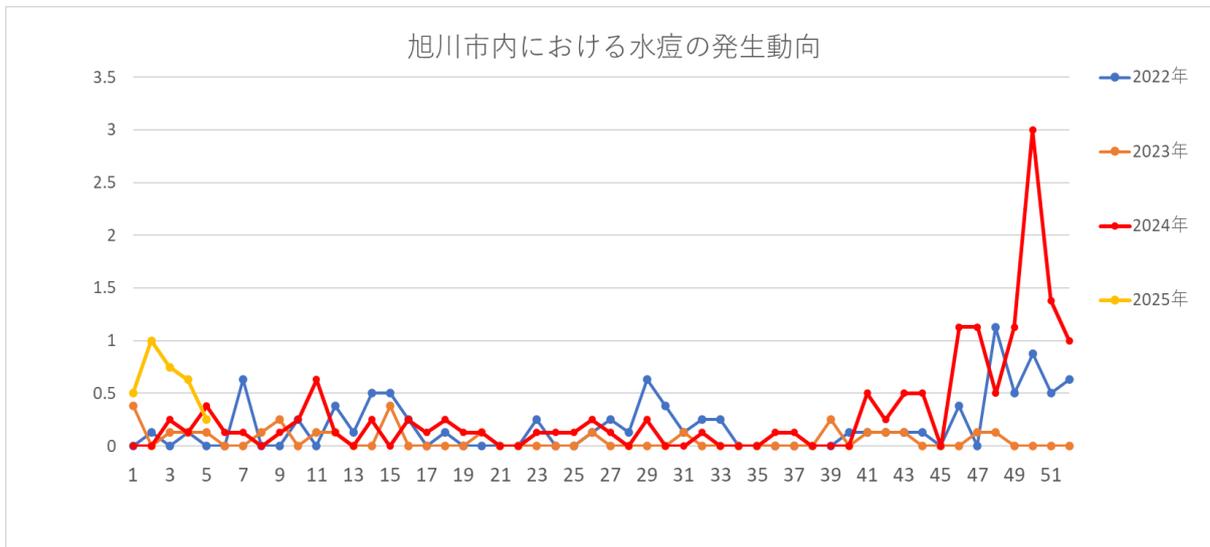


## 旭川市内における水痘の流行発生注意報を解除しました

令和7年2月5日（水）  
旭川市保健所保健予防課  
連絡先 26-1111 内線 2954・2955

令和6年11月19日に発令した水痘の流行発生注意報については、令和7年第3週（1月13日～1月19日）以降、一定点当たりの報告数は流行発生注意報の基準値（1.0人）を下回ったことから、注意報を解除しました。

しかし、患者は毎週報告されているため、引き続き予防に努めましょう。



### 【参考】（警報・注意報について）

感染症発生動向調査における5類定点把握感染症のうち、流行状況を早期に把握することが必要な疾患について、地域における流行拡大を抑制するため、迅速に注意喚起することを目的とします。

水痘の注意報は、1定点当たりの受診患者数が1.0人を超えると発令され、警報については同じく2.0人を超えると警報が発令されます。

全国の水痘の流行状況は、国立感染症研究所感染症疫学センターのホームページでご覧になれます。

（<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/sa/varicella.html>）

全道の水痘の流行状況は、北海道感染症情報センターのホームページでご覧になれます。

（<https://www.iph.pref.hokkaido.jp/kansen/604/data.html>）